

長野県福祉医療費給付事業検討会 設置要綱

(目的)

第1条 国における医療保険制度改革及び福祉医療をとりまく状況の変化等を踏まえ、今後とも長野県の福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として、県民福祉の向上に寄与するため、「長野県福祉医療費給付事業補助金」の見直し等所要の検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行い、県、長野県市長会及び長野県町村会に対し提案を行う。

- (1) 福祉医療費の給付方法
- (2) その他の検討を要する事項

(検討会の組織及び構成)

第3条 検討会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長の選出は委員の互選による。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱し、第2条の検討事項を検討する。
 - (1) 長野県市長会代表 2名
 - (2) 長野県町村会代表 2名
 - (3) 県代表 1名
- 5 検討会に、補助機関として幹事会を設ける。

(幹事会の組織及び構成)

第4条 幹事会は委員長の命を受けて福祉医療制度の見直しに係る所要の検討、調整を行う。

- 2 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 医療機関等の代表
 - (2) 委員を選出する市町村の福祉医療主管部(課)長
 - (3) 長野県市長会次長
 - (4) 長野県町村会課長
 - (5) 県関係課長

(会議)

第5条 委員による会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、検討内容に応じて必要な意見及び助言を得るため、学識経験者等の関係者を会議に招くことができる。

3 幹事会は、委員長が招集し、県健康福祉部健康福祉政策課長が議事を進める。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、県健康福祉部健康福祉政策課に事務局を設置し処理する。

(解散)

第7条 検討会は、その任務を達成したときに解散する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、その都度、委員が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月27日から施行する。